

特区の全国展開について

1、全国展開の原則

- ◆国家戦略特区は、「規制改革の突破口」であり、全国展開が制度の本旨。

<国家戦略特区制度で定められる流れ>

- 1) まず特区限定でスピーディに規制の特例措置を実現
- 2) 特例措置の実施状況は、国家戦略特区法に基づき評価
 - ・年度ごとに区域会議が評価し、総理大臣に報告（特区諮問会議で調査審議）
 - ・評価項目： 「特例措置の活用状況及び効果」、「弊害が生じている場合には、弊害の内容及び対策の実施状況」
- 3) 適切に効果を発揮し、弊害の問題がなければ、速やかに全国展開

（参考）「国家戦略特区基本方針」： 「規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。」

2、企業の農地所有、農業委員会の特例について

- ◆企業の農地所有： 平成 28 年～、養父市で活用
- ◆農業委員会： 平成 26 年～、新潟市・養父市・愛知県で活用
- ◆いずれも、これまでの評価で繰り返し十分な効果が指摘され、特段の弊害は生じていない。